

## 第1号議案

令和3年度事業報告及び令和3年度収支決算の承認に関する件

### 第1 事業の総括

令和3年度は、前年度に引き続き、安全運転管理者等の資質・能力の向上と事業所における交通安全を通じた社会貢献を行うため、

- 交通死亡事故の抑止
- 交通事故総発生件数の減少
- 飲酒運転の根絶

を基本重点とし

- 自転車線はみだしによる重大事故の防止
- 歩行者優先、横断者ファーストで優しい運転
- 1事業所、1運動で地域の安全安心に貢献

という3つの実践スローガンを合い言葉に、会員事業所一丸となって交通事故防止活動を推進した結果、安全運転管理者選任事業所における交通事故は、死亡事故が3件3人と過去最少を記録するとともに、交通事故発生件数は621件、対前年比39件5.9%の減少、負傷者数も769人、対前年比38人4.7%の減少となり、統計を取り始めた昭和50年以降の最小を記録した。

また、飲酒運転により第1当事者となった事故は業務外に2件発生し、死者は1人だった。

一方、受託事業の安全運転管理者等講習会(以下「法定講習」という。)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、会場を収容人員の大きな大規模施設を選定した上で、受講人員を小人数に抑え込むなど、ソーシャルディスタンスを保ち、検温・手指消毒等の対策を講じながら実施した。

### 第2 事業推進の概要

#### 1 安全運転管理者の資質向上対策の推進

##### (1) 法定講習の実施状況

コロナ禍における法定講習は、感染拡大防止と受講者(事業主)の感染に対する不安を取り除くことを目的に、収容人員の大きな大規模施設を会場として、1回あたりの受講人数を抑えながら、5月18日から翌年3月2日までの間、69回実施した。

##### (2) コロナ禍による緊急事態宣言を受けての一時中止

令和3年8月27日、新型コロナウイルス感染症拡大により宮城県に緊急事態宣言が適用され、講習会場の確保も困難になったことに加え、更なる感染防止対策の強化が必要となったことから、8月31日及び9月中に開催を予定していた講習会を一時休止とし、その分を1月開催に振り替え実施した。

(3) 講習技術及び講習内容の質的向上

講習担当職員を茨城県の自動車安全運転センター中央研修所で開催された「安全運転管理課程講習会」に派遣し、講習技術の研鑽に努めた。

2 交通安全活動の推進

(1) 各種交通安全運動・活動の展開

ア 交通安全運動の実施

宮城県交通安全対策協議会の「令和3年度宮城県交通安全県民運動（マナーアップみやぎ）実施要綱」の年間計画に則り実施した。

特に

- 「子供と高齢者の安全な通行の確保」
- 「横断歩道における歩行者優先の徹底と交通ルールの遵守」
- 「飲酒運転の根絶」
- 「春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動」
- 「夏の交通事故防止運動」
- 「夕暮れ時の交通事故防止運動（ラ・ラ・ラ運動）」
- 「冬道の安全運転1・2・3運動」

については、広報活動（後述（5）広報・啓発活動の推進）を強化するなど重点的に運動を推進した。

イ 地区安全運転管理者会交通事故防止対策コンクールの実施

宮城県警察本部との共催による「交通事故防止対策コンクール」は、例年以上の参加があり、優秀な成績を収めた地区会及び事業所が賞揚された。

ウ 「第28回セーフティ123キャンペーン」への参加

参加実践型の事故防止活動の一環として、宮城県交通安全対策協議会が主催する、県民参加型交通安全キャンペーン『第28回セーフティ123キャンペーン』への積極的な参加を呼びかけた。

エ 交通事故の発生状況に即応した交通安全活動の推進

県内における交通死亡事故等の発生状況を踏まえたラジオスポット放送等のタイムリーな広報を行うとともに、道路交通法の改正要点、交通事故情勢等の情報を「県安管協会ニュース」によりメール配信（後述3（1）メール配信システムによる会員事業所への各種情報の提供）した。また、ホームページにこれを掲示して広く交通安全に関する情報の提供を行った。

(2) 高速道路交通安全活動の推進

安全運転管理を通じた高速道路における交通事故防止に資するため、高速道路交通安全協会が実施する交通安全活動に参画し、「全座席でのシートベルト・チャイルドシート着用」の広報啓発を行ったほか、法定講習を通じて「高速道路における緊急時の3原則」等について広報、啓発に努めた。

なお、高速道路における安全運転管理者選任事業所に係る交通事故は、総発生件数14件（前年比で6件増加）、負傷者数17人（前年比で9人増加）となった。

(3) 参加・体験・実践型の安全教育の推進

フレッシュャー対象の安全運転講習会の中止

例年、新入若手社員の安全運転技能の向上を図り、各事業所における安全運転のモデル的役割を担わせることを目的に実施してきた「フレッシュャーのための交通安全講習会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止とした。

(4) 講習教材の斡旋とDVD等の貸出し

ア 年間を通して講習教材「交通安全チェックシート」の斡旋を行い、延べ21事業所から約630部余の購入があり、事業所における安全運転管理のための教材として活用された。

イ 貸出用交通安全教育用DVDを新規に8本を整備、これの充実を図った結果、延べ145事業所が職場における各種研修、講習に活用した。

(5) 広報・啓発活動の推進

ア ホームページの活用

今後の会員事業所が行う交通安全活動に資するため、県協会のホームページに県協会、各地区会及び会員事業所の各種活動状況等の紹介を行った。

イ メディアの活用

○ FMコミュニティラジオを活用したスポット放送

○ 東北放送ラジオを活用したスポット放送

- ・ 夏の交通事故防止運動（7月21日から8月5日）
- ・ かたつむり大作戦（9月21日から10月21日）
- ・ 冬道の安全運転（1月24日から1月31日）

○ FM仙台放送を活用したスポット放送

- ・ 夕暮れ時の交通事故防止、歩行者優先

（11月1日から1月14日）

○ 仙台放送のテレビCM

- ・ 学童傷害保険付「黄色い手帳」協賛テレビスポット放送  
(3月15日から4月28日)

ウ 横断歩道は歩行者優先の活動

○ 啓発用ステッカーの配付

「横断歩道は歩行者優先」のオリジナルステッカー(車両貼付用)を作製、会員事業所に配付するとともに、作製したステッカーを宮城県警察に贈呈し、宮城県警察本部大会議室において贈呈式が行われ、運転者の横断歩道における歩行者優先意識の向上を図る運動の主体的な役割を果たした。

エ 飲酒運転根絶の活動

○ 「飲酒運転根絶宣言」署名簿の提出

安全運転選任事業所の運転者等が飲酒運転を絶対しない旨の文書に署名した「飲酒運転根絶宣言」の署名簿を宮城県警察本部大会議室において提出した。

○ アルコールチェック義務化の広報等

- ・ 令和4年4月から段階的に施行される安全運転管理者による、アルコールチェックの義務化について、その概要を県協会ホームページに掲載するとともに、チラシを作成し会員事業所に配付した。
- ・ 令和4年10月からアルコールチェックが検知器を使用する確認となることから、検知器を協会会員向けの低価格で提供可能な取扱業者を選出し、事業所から直接注文できるようにした。

オ ポスター・チラシ等の配付

- 春・秋の交通安全運動啓発チラシ
- 交通安全年間スローガンポスター
- 飲酒運転根絶ポスター

等の配付を通じて、幅広く交通安全広報啓発活動を実施した。

3 会員向け情報発信活動等の推進

(1) メール配信システムによる会員事業所への各種情報の提供

宮城県警察から発信された交通事故情勢や道路交通法の改正要点等及び県協会からの安全運転管理に関する最新ニュースをメール登録会員事業所に対し随時配信した。

(2) 安管みやぎ・特集号の作成、配付

各地区会の1年間の活動や会員事業所の活動状況、県内の交通事故情勢等

を掲載した機関紙を作成し全会員事業所に配付した。

#### 4 各種表彰と賞揚の推進

安全運転管理優良地区会・事業所として各種交通安全活動に功労のあった地区会、会員事業所、安全運転管理者及び運転者に対する表彰は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため表彰式典は中止としたものの、全日本交通安全協会交通栄誉章「緑十字章」、東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰等の積極的な上申により、河北地区会を始めとする多数の地区会及び会員事業所並びに多数の個人が「緑十字金章」以下の表彰に輝いた。

### 第3 組織基盤の強化と効率的な事務局運営

#### 1 会員拡大への取り組み

事業活動に伴う交通事故を防止する社会的責任を果たすために結成された安全運転管理者協会の活動理念及び社会貢献活動の内容を未加入事業所に宣伝し、理解を求めるため「一役員一加入促進運動」を通年推進しするとともに、法定講習の機会を通じた呼び掛けなど、種々の機会を捉えて新規会員の獲得に努めた結果、一定の成果が得られた。しかし、退会する会員事業所が増加したことから、前年同期比で147事業所の減少となり、加入率は57.7%（前年同期比1.7ポイント減少）となった。

#### 2 県協会と各地区会との連携

県協会と各地区会との意思疎通を円滑にし、一体的かつ効率的な事業や業務の推進に資するため、専務理事以下が4月から6月までの間、各地区会事務局を巡回訪問し、要望の把握と意見交換を行った。

また、各地区会を所轄する各警察署長等を訪問し、各地区会の業務推進に対する理解と協力を要請した。

#### 3 会員のニーズへの対応

##### (1) 「安管旗」の配付

当協会の広報と会費還元事業の一環として、交通安全旗「安管旗」を全会員事業所に対して無償配付した。

##### (2) 「アルコールチェック義務化」のチラシの配布

令和4年4月及び同年10月から施行される安全運転管理者による運転者の運行前後の酒気帯びの有無の確認義務化について、チラシを作成し全会員事業所に配付し、法改正の周知を図った。

#### 4 コロナ禍における組織運営

新型コロナウイルス感染拡大により、通常総会の書面決議、表彰式及びフレッシャー講習会等の中止を余儀なくされた。

#### 5 適正な法人運営

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第124条の規定に基づく適正な法人運営のため、関係機関が主催する「セミナー」に担当者が出席し所要の指導を受け、適正な運営に努めた。

#### 第4 事業等の推進状況

##### 1 監査、各会議、表彰式及び研修会関係

月 日	場 所	会 議 名 等
4月 8日	県 協 会	○ 令和2年度分事業・収支決算会計監査
4月23日	多賀城分庁舎	○ 令和3年度第1回理事会
5月31日		○ " 通常総会（書面決議）
7月	岩 手 県	○ 東北・北海道安全運転管理者協（議）専務理事会議（中止）
8月24日	中央研修所	○ 安全運転管理課程講習会（～27日）
8月26日	ホテル白萩	○ 令和3年度第2回理事会
"	"	○ " 第1回地区会長会議
10月 6日	東 京 都 内	○ 全国安全運転管理者協（議）会専務理事等会議（中止）
10月	秋 田 県	○ 東北・北海道安全運転管理者協（議）会長等会議（中止）
11月 9日		○ 安全運転管理優良事業所等表彰式（式典中止）
1月25日		○ 事業主会連合会・安管協会役員合同会議（中止）
1月26日	東 京 都 内	○ 全国交通安全中央大会（中止）
2月25日		○ 令和3年度第4回理事会（書面決議）
"		○ " 第2回地区会長会議（中止）
3月	山 形 県	○ 東北地区各県安全運転管理者等法定講習講師研修会（中止）

##### 2 他機関会議等関係

月 日	場 所	会 議 名 等
4月23日	県 庁	○ 第28回「セーフティ123」実行委員会
6月18日		○ （一社）宮城県交通安全協会総会（書面決議）
7月 6日		○ 宮城県安全運転管理者事業主会連合会理事会・総会（書面決議）
12月17日	県 庁	○ 第28回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン 「セーフティ123」第2回実行委員会

##### 3 通年事業

○ FMコミュニティラジオスポット放送による交通安全広報の実施
○ 会員事業所への各種交通安全情報メール配信の実施
○ ホームページ活用による交通安全活動の広報啓発と情報発信の実施

#### 4 月別事業等内容

月 別	事 業 内 容
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 春の交通安全県民総ぐるみ運動の実施（～4月15日）</li> <li>○ 安管事務局だより（No.134）の発行</li> <li>○ 「ゴールデンウィーク期間中の交通事故防止運動」の実施</li> </ul>
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第25回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の募集開始</li> <li>○ 「ゴールデンウィーク期間中の交通事故防止運動」の実施（～5月5日）</li> <li>○ 自転車安全利用推進運動の実施</li> <li>○ 法定講習会の開始</li> <li>○ 「歩行者優先」ステッカー贈呈式</li> <li>○ 安管事務局だより（No.135）の発行</li> </ul>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習会の実施</li> <li>○ 第28回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の募集 （～6月14日）</li> <li>○ 「交通事故防止対策コンクール」の実施（～8月31日）</li> <li>○ 第28回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施 （～10月31日）</li> </ul>
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習会の実施</li> <li>○ 第28回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施</li> <li>○ 「交通事故防止対策コンクール」の実施</li> <li>○ 安管事務局だより（No.136）の発行</li> <li>○ 交通事故統計資料「みやぎの交通事故」の配付</li> <li>○ 全日本交通安全協会表彰（交通荣誉章「緑十字銅章」）の上申</li> <li>○ 「夏の交通事故防止運動」の実施（～8月20日）</li> <li>○ 安管事務局だより（No.137）の発行</li> <li>○ （一財）全日本交通安全協会表彰（優良地区・優良事業所）の上申</li> </ul>
8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習会の実施</li> <li>○ 第28回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施</li> <li>○ 「夏の交通事故防止運動」の実施（～8月20日）</li> <li>○ 安管事務局だより（No.138）の発行</li> <li>○ 法定講習会の一時休止（8月31日）</li> </ul>



9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習会の一時休止（9月中）</li> <li>○ 第28回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施</li> <li>○ 「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施（～30日）</li> <li>○ 安管事務局だより（No.139）の発行</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習会の実施</li> <li>○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」（ラ・ラ・ラ運動）の実施（～令和4年2月28日）</li> <li>○ 第28回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習会の実施</li> <li>○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」（ラ・ラ・ラ運動）の実施</li> <li>○ 飲酒運転根絶ポスターの配付</li> <li>○ 安管事務局だより（No.140）の発行</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習の実施</li> <li>○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」（ラ・ラ・ラ運動）の実施</li> <li>○ 「冬道の安全運転1・2・3運動」</li> <li>○ 「年末の交通事故防止運動」の実施</li> <li>○ 令和4年交通安全年間スローガンポスターの配付</li> <li>○ 「飲酒運転根絶署名簿」提出式</li> </ul>
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習会の実施</li> <li>○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」（ラ・ラ・ラ運動）の実施</li> <li>○ 「冬道の安全運転1・2・3運動」の実施</li> <li>○ 安管事務局だより（No.141）の発行</li> <li>○ 「アルコールチェック義務化」チラシの配布</li> <li>○ 機関紙「安管みやぎ・特集号」の発行・送付</li> <li>○ 安管事務局だより（No.142）の発行</li> </ul>
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習の実施</li> <li>○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」（ラ・ラ・ラ運動）の実施</li> <li>○ 「冬道の安全運転1・2・3運動」の実施</li> <li>○ 東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰優良安全運転管理者組織等の上申</li> <li>○ 令和4年度安全運転管理者等法定講習委託業務の契約締結</li> <li>○ アルコール検知器取扱業者の紹介</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法定講習の実施</li> </ul>

- |     |   |
|-----|---|
| 3 月 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「冬道の安全運転1・2・3運動」の実施</li><li>○ リーフレット「みやぎの交通事故」の配付</li><li>○ 令和4年度「宮城県交通安全県民運動実施要綱」の送付</li></ul> |
|-----|---|